

焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」着ぐるみ使用規程

改正

令和4年2月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市のPRを目的とした焼津市のマスコットキャラクター「やいちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、あらかじめ、やいちゃん着ぐるみ使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を承認するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的で使用する場
合
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が保育目的で使用する場
合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) やいちゃん応援団に入団した企業又は団体が使用する場合
- (6) その他市長が適当と認めた場合

2 市長は、使用の承認をするときはやいちゃん着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）を、使用の承認をしないときはやいちゃん着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期限を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講ずること。
- (4) 第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみを返却するときは、着ぐるみの使用状況がわかる写真を提出すること。
- (6) 市長が承認に当たり条件を付した場合は、その条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はその他この規程に違反した

ときは、市長は、やいちゃん着ぐるみ使用承認取消通知書（第4号様式）により当該使用者に通知し、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（原状回復）

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（承認者の責任）

第9条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害に対しては、市は一切その責めを負わない。

（管理及び事務の取扱い）

第10条 着ぐるみの管理及びこの規程に関する事務は、焼津市観光部局内において処理する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

やいちゃん着ぐるみ使用承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住 所
名 称
代表者名

下記のとおり、焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

使 用 用 途	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担当者所属・氏名 電話番号 FAX番号 電子メール
添 付 書 類 （企画書等）	
備 考	

第2号様式（第3条関係）

やいちゃん着ぐるみ使用承認通知書

年 月 日

様

焼津市長 中野 弘道
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」の着ぐるみ使用については、下記のとおり承認します。

記

承認番号 第 号

遵守事項

- 1 やいちゃん着ぐるみ使用承認申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- 2 焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」着ぐるみ使用規程を遵守すること。
- 3 焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」着ぐるみ使用要領に従って使用すること。

着ぐるみ使用上の注意

- 1 雨の中での使用はできません。屋外イベントでの使用は十分に注意し、雨が降ってきたらすぐに退去すること。

第3号様式（第3条関係）

やいちゃん着ぐるみ使用不承認通知書

年 月 日

様

焼津市長

年 月 日付けで申請のあった焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」の着ぐるみ使用については、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

第4号様式（第7条関係）

やいちゃん着ぐるみ使用承認取消通知書

年 月 日

様

焼津市長

年 月 日付けで承認した、承認番号第 号に係る焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」の着ぐるみ使用については、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

取消理由